# 《市民の皆様へ》

# 「天草市住宅リフォーム助成事業」のご案内 お家をリフォームする際の助成金があります。

天草市では、市民の方が市内の施工業者に依頼し、現在お住まい、または居住予定のご本人もし くは親族の方が所有する住宅のリフォームを行う場合に施工費用(税抜)の2割(上限20万円) を商品券で助成することで、地域経済の活性化を図っています!



#### 対象になる住宅は?

【次の要件を全て満たす場合に対象となります。】

- 申請者ご本人または生計が同じ親族が天草市内に 所有し、申請者が現在お住まいの住宅 (リフォーム完了後1年以内に申請者が居住予定 の住宅を含みます)
- 専用住宅、店舗等併用住宅または分譲マンション などの居住専有部分
- □ 賃貸契約ではない住宅

#### 申請できる人は?

- □ 対象住宅の所在地に住民票がある方、もしくはエ 事完了後1年以内に対象住宅に住民票を移すこと を確約できる方
- □ 世帯全員に市税の滞納がない方
- 申請のリフォームについて、市の他制度による補 助金等を受けていない方
- □ 過去にこの事業による助成を受けていない方
- □ 対象住宅を賃貸・売買、貸出の目的で利用しない方

# どんな工事が対象になるの?

修繕、補強、増築などの工事費用が税抜きで10万円以 上のものが対象です。対象になる工事、ならない工事 がありますので、対象工事一覧表(別表)をご確認く ださい。

※同一住宅で助成が受けられるのは1回のみです。 詳細は産業政策課にお問合わせください。

#### 申請書はどこでもらえるの?

産業政策課または各支所担当課の窓口でお受け取りい ただくか、天草市ホームページより様式をダウンロー ドレてください。

### 施工業者って決まってるの?

天草市内に本社、支店、営業所があり、天草市内にお いて施工体制がある会社または個人事業者です。 天草市外の事業者に依頼される場合は対象になりませ h.

#### 申請から商品券使用までの流れ

申請

申請書に必要書類を添えて、申請者ご本人または 代理人の方が申請してください。

決定通知

書類審査等の後、申請者に「交付決定通知書」を お送りします。決定通知まで2週間程度を要する ことがあります。

着工

交付決定日以降に着工してください。 ※決定前の着工は対象外となります。

変更申請

助成額が20万円未満で工事金額が増額になった場 合は変更申請が必要です。

変更決定

書類審査後、変更決定通知書をお送りします。 変更部分は決定通知後に施工してください。

完了報告

工事完了後30日以内、もしくは当該年度の3月15 日のいずれか早い日までに完了報告書を提出して ください。

書類審査後、申請者に「交付確定通知書」をお送りし 確定通知ます。発送は完了報告書提出月の翌月上旬です。 (4月~5月の完了分は6月にまとめて通知します。)

商品券を 受け取る

商品券(紙)は、「交付確定通知書」等必要書類 をご持参のうえ、商工会議所または商工会の窓口 で商品券を受け取ってください。 電子商品券は、アプリ上での受け取りになります ので、受け取りに行く必要はありません。

商品券を 使う

商品券取扱登録店舗のみでお使いいただけます。 使用期限が過ぎると利用ができませんのでご注意 ください。

# 助成金(商品券)について

- 助成金は天草宝島商品券(紙)または電子宝島商 品券(天草のさり一)のどちらかを選択できます。 ※市では電子商品券の利用促進を図っています。
- 商品券(紙)は1枚あたり千円でお釣りは出ません。 電子商品券は1円単位で使用できます。
- 商品券の使用期限は、発行日から5カ月後の月末です。

天草市 リフォーム

Q

詳細は天草市ホームページをご確認ください。

URL: http://www.city.amakusa.kumamoto.ip/

【リフォーム全般に関するお問合せ先】

☎32-6786 及び各支所担当課 天草市役所 産業政策課(本庁舎2階18番窓口)

【商品券及び登録店舗に関するお問合せ先】

本渡商工会議所 ☎23-2001 牛深商工会議所 ☎73-3141 天草市商工会 ☎23-2020

(令和5年度)

# 天草市住宅リフォーム助成事業 対象工事一覧表

(別表)

対象工事 ※当該工事に要する経費が10万円以上のものを対象とします。

对家工事	<b>₽</b>	※当該工事に要する経質が10万円以上のものを対象としる	
工事区分		工事等内容	備 考
外部工事	外装	屋根のふき替え、防水、塗装、その他の屋根工事	店舗併用住宅または賃貸部分を含む場合は、一部対象外の場合有
	, , , , , ,	外壁の張替、塗装、その他の外装工事 	ALIMINITE OF CIORRENT CHOWN IN MANAGEMENT OF THE PROPERTY OF T
	樋	雨樋の取替、その他の樋工事	
	構造物	対象住宅に付随する構造物の工事	ベランダ、バルコニー、ウッドデッキ、外付け階段等、住宅と一体になっているもの
	建具	サッシ及びガラスや網戸の取付け・取替、その他の建具工事	
内部工事	内装	床材、壁材及び天井材の張替、その他の内装工事又はタイル工事	
	PYZZ	床材、壁材及び天井材の塗装、その他の塗装工事又は左官工事	
	畳	畳の入替、表替え、その他の畳工事	
	建具	ドアの取替、襖・障子の取替、その他の建具工事	※一部部品交換等のみの簡易な建具工事は対象外
	その他	手すり設置、段差解消工事	介護保険居宅介護住宅改修(高齢者支援課)の補助を受けない場合は対象
住宅設備工事	浴室	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴室工事	
	給湯器	給湯設備(電気温水器、太陽熱温水器等)の設置	灯油ボイラーから高効率給湯器(エコ)への更新など高効率になる場合は対象
		システムキッチンの取替・設置	
	キッチン	ガスコンロ及びIHヒーターの設置(ビルトイン型のみ対象)	※その他の部分的な取替や同等機器の取替のみの場合は対象外
		換気扇からレンジフードへの取替、その他の厨房工事	
	MV	トイレの新設 便器便座の購入及び設置費用 (機能が向上している場合)	介護保険居宅介護住宅改修(高齢者支援課)の補助を受けない場合は対象
	洗面台	洗面台の新設	<ul><li>※同等設備の取替の場合は、設備費以外で10万円以上の大工工事等の施工費があれば対象</li></ul>
	配管	給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事	※トイレ、台所、風呂等の改修に伴うものは対象 配管のみの場合は対象外
	電気	配線、スイッチ、コンセントの設置、埋込型の照明器具の設置、冷暖房設備(埋込型)、床下換気扇、その他の電気設備工事	
その他工事等	解体	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事等対象工事に関連して行う 解体工事	リフォームに伴う部分の解体であれば対象
	構造	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震等補強工事	
	運搬費	リフォームに使用する機材等の運搬費	
	増築	居住空間とみなされる部分の増築工事	
	その他	天井・壁に設置する物干金具、カーテンレール、ブラインド	関係個所の工事をする場合に対象
対象外コ	· 「車		
工事区分	LŦ		備 考
住宅外	外構	外構工事(建物本体以外の外部廻りの工事)	aita、排水、門、塀、造園植栽工事等
	物置	車庫、物置、倉庫の工事	
他補助金	浄化槽	浄化槽に関する工事	浄化槽設置整備事業申請窓口は下水道課 下水道課の補助を受けない場合は対象
	太陽光		太陽光発電パネル及び蓄電池の申請窓口は市民環境課
	200200000000000000000000000000000000000	手すり設置、段差解消、扉取替、便器取替工事	介護保険居宅介護住宅改修の窓口は高齢者支援課 高齢者支援課(介護保険)の補助を受けない場合は対象
機器等	簡易な物	設置工事が不要な電気製品等 埋込型ではない照明器具(電気工事を伴わないもの) 冷暖房機器(壁掛け型及び電気工事を伴わないもの) 机、椅子、タンス、ソファー、食器棚等 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置 インターフォン、火災報知器、防犯カメラ・ライトの設置 カーテン類、タオル掛け、ペーパーホルダー	簡易的(取替、取外し、設置)なものやリフォームに直接関連がないもの
その他	その他	<ul><li>・新築工事</li><li>・他の補助金の交付を受ける工事</li><li>・対象工事と関係のない建物等の解体工事</li><li>・広告塔や広告看板等に関する工事</li></ul>	・排水管清掃、ハウスクリーニング等 ・施工業者用の仮設トイレ ・宿泊費用
	処分	シロアリ駆除等の薬剤散布や塗布のみの場合(増改築箇所の予防対策は対象 対象工事に伴う廃材の運搬・処分費 各種申請の手数料	录)

※省エネルギー、CO<sup>2</sup> 排出量削減、高断熱、高効率設備、UD化等による住宅性能向上を推奨します。

※その他、この表に表示がないものは個別審査により決定します。